

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和4年1月13日（木） 11時30分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・ 県立特別支援学校ボッチャ大会を実施します
- ・ 令和3年度課題解決型学習（PBL）を通じた新しい郷土教育推進事業に係る研究発表会を開催します

### 質疑事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る高校入試の対応について
- ・ 公立学校における「1年単位の変形労働時間制」について

### 発表項目

#### ○県立特別支援学校ボッチャ大会を実施します

本日発表事項2点です。

1点目はまず、県立特別支援学校のボッチャ大会を実施するというものです。三重県の特別支援学校では、体育の授業でボッチャに取り組んでいまして、ボッチャのルールやゲームの進め方を楽しみながら学んでいます。今回、肢体不自由のある中学部・高等部の生徒が、他校の生徒と競い合って技術や意欲を高め合うことを目的として、県立特別支援学校ボッチャ大会を実施するものです。昨年度は実施できませんでした。今年度は、オンラインにより実施をいたします。

期日は1月24日（月）9時30分から12時30分までです。競技会場は各校の体育館等と、それから大会本部として、三重県総合教育センターの第2講義室ということです。オンラインによる開催で、参加者は明日までがエントリーとなっているんですけども、現時点で県立特別支援学校の中学部・高等部の肢体不自由のある生徒、4校23人が現時点で参加予定です。内容ですけども、参加校は自分の学校の体育館等のコートで競技を行います。相手校とはオンラインを通して対戦をいたします。競技の様子をそれぞれ撮影して、相手校と本部で映像を共有しながら競技を行います。個人戦と団体戦（1チーム3人）の2部門で競技をいたしまして、リーグ戦あるいはトーナメントを行います。

競技のやり方としては、各校のコートに目標球のジャックボールと、相手チームに見立てた2球の赤ボールを本部が決めた位置に配置をいたします。ちょっと後ろの図を見ていただきますと、本部の方から第1エンドの課題例として、例えば、ジャックボールを2メートル、4.5メートルのところに置いて、その下に仮のボールを置いて、その隣に赤ボールを接続させて、仮のボールを取り除いたところから第1エンドをスタートするというような、共

通の課題を本部の方から提示をいたします。それで、団体戦は、1エンドにつき3人が2球ずつ合計6球の青ボールを投球します。個人戦は1人で6球の青ボールを投球いたします。1エンド終了時に、ジャックボールとジャックボールに近い相手のボールとみなす赤ボールの間にある自分の青ボールの数が得点となります。2エンド行って、合計得点の多い方が勝者となります。開会式、閉会式を行って、優秀な成績を収めたチーム、個人に対しては、後日になりますが表彰状を贈ります。

それから、三重県厚生事業団の指導員の方の協力を得て、得点の判定が困難な時の対応、あるいは閉会式での競技の講評をいただくこととしております。

### ○令和3年度課題解決型学習（PBL）を通じた新しい郷土教育推進事業に係る研究発表会を開催します

それから2点目は、令和3年度の課題解決型学習（PBL：Problem-based Learning）を通じた、新しい郷土教育推進事業に係る研究発表会を開催するというものです。

1月26日に、今申し上げた課題解決学習を通じた郷土教育に取り組んだ中学校の研究発表会を開催いたします。津市立美杉中学校と松阪市立飯高中学校が本年度取り組んでおります。その研究発表会と、それから三重大学の特任教授の方に講師として指導いただきますので、その指導講評を通して、生徒の言語能力、それから情報活用能力、問題発見解決能力などの学習の基盤となる資質能力の育成を図るものです。合わせて、県内の学校教育関係者が、この郷土教育学習を通して、生徒が郷土への愛着、誇りを感じるということと、学ぶことの楽しさを実感し、学習意欲を持つことができる郷土教育のあり方について考える、学校における郷土教育の充実を図る機会といたします。

日時は、1月26日（水）9時30分から11時40分です。Zoomを使用してのオンライン開催になります。場所は、三重県庁と飯高中学校、美杉中学校の3点を結んで行います。

内容は、グループで自分たちが住んでいます地域の中から課題を見つけ、調べたり、あるいは地域の方に教えていただいたりして考えた解決策等を、1年間の学習の成果として発表するものです。その発表に対して質疑応答を行うなど、生徒による交流も行います。

美杉中学校の生徒は1年生が取り組んでまして、総合的な学習の時間で、この子たちは小学校から経験してきた体験学習をベースに取り組みました。美杉地域で盛んな林業の課題や現状について、自分なりの問いとして考えて理解を深めるために、10月に林業体験を実際に行っております。その上で林業を営んでいる地域の方に、自分の課題に対する疑問とかを質問して、解決策を考えるなど学習を深めたものです。

松阪市立飯高中学校は1年生、2年生、3年生で、当日は1・2年生のみの参加ですけれども、学んでいます。総合的な学習の時間、I-HOPEとここの学校では呼んでますけれども、そこで1年生から3年生の異学年の縦割り班を4人から5人で構成して探究活動を行ったものです。環境、郷土、福祉・人権のテーマを設定して、9つの班それぞれが自分で見つけた課題に対して解決方法を考えて学習に取り組みました。今回の発表は、「飯高でマコモを

有名にするには」「飯高における伝統行事の必要性と今後のかたち」「管理しきれていない飯高の土地をどうすれば有効活用できるだろうか」というテーマに基づいた学習を発表いたします。

それから、講演としては三重大学教育学部の山田特任教授が指導を行ってくださったので、その講演をいただきます。

3ページには、美杉中学校、それから飯高中学校の取組の概要になりますけれども、写真とともに記載しましたのでまたご覧いただければと思います。

私の方からは以上です。よろしく願いいたします。

### 発表項目に関する質疑

#### ○県立特別支援学校ボッチャ大会を実施します

(質) ボッチャの大会っていつからやってるんですか。

(答) 三重県の大会は、平成29年度に初めて三重県として県立特別支援学校のボッチャ交流大会というのを開催いたしております。

(質) 何かきっかけがあったりしたんですか。

(答) ボッチャそのものが全国的にも取り組まれ始めて、それで、特別支援学校においても、企業様からボッチャの競技道具を寄贈いただいたりして、それで体育の中でやっぱりそういう競技のルールとかを、実践を楽しみながらやってたんですけれども、やっぱり他校の子と競ったり交流するっていうことがより効果的ということで、平成29年度から県全体で大会を開催したところです。

(質) 何回目になりますかね。

(答) 去年なかったので4回目でいいですか。

(答 特別支援教育課長) そうですね。中止の分を除きますと4回目です。

(質) 去年も開催を予定してたんだけど、コロナで見送った、中止した。

(答) そういうことです。おっしゃる通りです。

(質) 今年も、オンラインじゃない方法も考えたけど、感染状況を踏まえてオンライン。

(答) そうですね。

(質) そうすると去年もオンラインにしたらよかったんじゃないかというふうに思ったりするんですが。

(答) ちょっとそこまでの段取りとか準備っていうのがなかなかできなくて、今年度はできたんですけれども、去年も確かに、可能ならしてあげればというかできればよかったんですけれども、今年度初めてようやく実現できたというところです。

(質) 2年ぶりの開催になるわけですけど、その特別支援学校の生徒たちにどんなことを大会を通じて期待しますか。

(答) 特別支援学校の生徒さんが、自分の学校で、例えば体育の授業でルールとか競技の内容を、同級生なり友達とともに楽しみながら学んでいるというところがございます。そこ

にとどまらずに、他の特別支援学校の生徒の方と競い合ったり、オンラインという形で少しでも交流したりする場にして、いろんな視野を広げたり、交流を深めてほしいというふうに思っております。

(質) これ、東京オリンピックがあったじゃないですか。何か参加が増えてたりとかしないんですか。

(答) 確かに東京オリンピックがあって、それから、障がい者スポーツ大会の三重とこわか大会で初めて正式種目になって、ちょっと中止っていう形になり残念だったんですけども、そういう環境はあるんですけども、人数的には、結果としてちょっとまだ参加者までは増えていない状況です

(答 特別支援教育課長) そうですね。令和元年度に実施させていただいた時が、23人の生徒さんに参加いただきまして、今回も今のところ23人です。今回エントリーの締切が明日ですので、増減あるかもしれませんが、規模的にはそのような人数です。

(答) あとそれから全国の特別支援学校対象のボッチャ甲子園っていうのがあるんです。これは東京で例年開催されてまして、ただブロック予選を勝ち抜かないと東京まで行けないっていうことがあって、三重県の度会特別支援学校の生徒さんがブロック予選に参加してるんですけども、ちょっとまだ、全国大会に行くまでに予選を通過できてないんですけども、そういった部分でも、我々もサポートしながら、是非とも全国大会でも活躍してほしいなというふうに思っています。

## その他の項目に関する質疑

### ○新型コロナウイルスに係る高校入試の対応について

(質) 昨日、新型コロナの関係で、感染拡大阻止宣言が出て、県立学校の教育活動を、まあ部活動とか、修学旅行とかそういった通知は出されましたけれども、高校の入試について、何かその特別な対応をとられるご予定はありますでしょうか。

(答) 高校入試でよろしいですか。

(質) そうです。

(答) 高校入試につきましては、昨年度の状況も踏まえまして、今年度すでに一定の対応を整えてまして、まず、ご案内というか、発表してはありますが、入試日程として、2月2日、3日と前期選抜がございます。その元からある追検査というのが2月9日なんですけれども、それから濃厚接触者で無症状の方も、この本試験を受けれるんですけども、感染者になって受けなかった方の対応ということで、14日後の2月17日に、この前期選抜の追々検査を実施いたします。ただ前期選抜の追々検査の対象は、入学定員が100%全部取ってしまう学校、学科・コースということで実施いたします。それから後期選抜というのが3月9日にあるんですけども、3月9日の後期選抜については、元からある追検査が今年度は3月23日という予定です。ですので、これは14日後になりますので、ここについては、改めて追々検査という設定は今年度はしませんけれども、まず受検機会の

確保については、そういった形でさせていただきます。

それから当日の受検者の感染というか健康状況の確認とかということにつきましては、もうすでにこれは連絡をしておるわけですけれども、検査開始前にチェックリストという形で、受検者の方に、当日、一定の様式にチェックしてもらおうのと、それから当日の朝の体温を記入してもらおうということを、それを当日受検会場で提出をしてもらいます。もちろんマスクの着用とか、手指消毒は徹底、換気も徹底をいたしたりします。それから受検会場についても、学校によって少し違いはあるんですけども、可能な学校においては1検査室あたり30人程度に減らしたりとかいうことを、これは今回の対応以前から、昨年度の状況を踏まえてさせていただいております。

それから、あと別室の確保ということで、新型コロナの関係だけじゃないんですけども、体調の悪い人とか、それからもちろん新型コロナの濃厚接触者の方で無症状の方が受検する場所ということで、それぞれの会場で該当者があれば、別室で受検できるような体制を整えております。そうした方が会場に入る時も動線を分けたりして、そういった感染防止対策を整えてというところですよ。

(質) それはつまり、今、大学の入試を巡って文科省の方針がいろいろ、オミクロン株の捉え方になるんでしょうけど、そういうものを含めて考えても、従来の整えているもので対応できるというような意味合いでいいんでしょうか。

(答) おっしゃる通り、文科省の方から今回のオミクロン株も含めて、都道府県教育委員会宛ての通知が来てますけれども、その内容も踏まえて、我々これまで準備してきた内容で現時点の状況では対応できるということで、この対応をしっかり徹底していきたいなというふうに思っております。

(質) 県立高校の入試のコロナ対応の件で関連してお伺いしたいんですけど、濃厚接触者として特定されても無症状の方だったら認めるということで、その要件の一つで公共交通機関を利用せずに行くことということがあると思うんですけど、電車・バス・タクシー等を利用しないということで、三重にどれくらい該当する生徒さんがいらっしゃるかわからないですけど、これ電車もバスもタクシーも使わないと行くのが難しいみたいな生徒さんがいた場合とあって、何かこうサポートみたいなっていうのとかは。

(答) タクシーにつきましてははですね、ちょっと担当課の方から。

(答 高校教育課長) タクシーにつきましては、大学入試の方でもタクシーに乗ることは可能ということで通知が出ましたので、それを参考にさせていただきまして、業界団体が作成した感染対策ガイドライン等に基づいて、感染対策を講じている車両等を利用することとか、利用車両等が特定できるよう行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行っていただいたらタクシーを利用することが可能ということで、文科省の大学入試の通知も参考にしながら、タクシーに関しては付け加えさせていただきます。

## ○公立学校における「1年単位の変形労働時間制」について

(質) また別件なんですけれども、公立学校の変形労働時間制ですか。これの導入をめぐって、何か入れないでくれっていうような請願がユニオンから来てたりはするんですか。教職員ユニオンの方から来てたりすると思うんですが、改めてですけど、変形労働時間制を学校現場に入れることへのメリットとか、そういったところを聞かせてもらえますか。

(答) 勤務時間そのものは条例規則で決められているところであります。1日でしたら基本7時間45分ということで決められているところであります。すでに時間外勤務の縮減とか取組は継続してやっておりますが、そうした中で、学校の特性として、どうしても学期のはじめ、年度のはじめに業務が増えたり多くなったり、あるいは、夏季休業中はもちろん勤務時間なんですけれども、その時は、1年の中で見ると、少し業務が1年の中では少ないという状況があります。そういう中で、働き方改革っていうのは当然基本的にやりながら、その上で夏季休業のそういった期間と、それから年度の中における、業務が増えている期間っていうのを、トータル1年、最大1年単位を考えて、勤務時間を変形労働時間ということで対応できる、選択できる制度を、法律も変わったということも踏まえて、三重県教育委員会として整えさせていただいたところなんです。それで、この制度については、例えば勤務時間を何時間とするってことであれば、全学校全教職員一律なんですけれども、この部分につきましては、教育職員対象ということで、その中でも、各市町各学校の今の状況を踏まえて、この制度を活用しながら、全体として勤務時間の、より働きやすい状況にしていくっていうことを、学校の中でも十分議論して、そういう意思のあるところに適用できるというふうにしております。ですので我々としては、今申し上げたようなことを、丁寧に市町教育委員会にも今後伝えながら、必要な箇所を利用いただければというふうに思います。

(質) 導入するかしないかは、学校ごとによって変わってくる。

(答) そうですね。

(質) さらに言えば、個人の先生方によって変わってくる。

(答) 個人までいくかっていうのはあるんですけども、学校の中でも教育職員というか、教員がすべて適用にならなくても、分掌というか、例えば生徒指導とか進路指導という形で、そういうくり方での適用もできるっていうふうになっております。あと合わせて、例えば、育児休業とか介護とかで特別の別途の勤務形態の人は、当然配慮するということも踏まえて、記者さんおっしゃっていただいたような形で運用をしていくというふうに我々も考えております。

(質) その後、これは今、もう導入を決めた学校というのはありますか。

(答) ちょっと私、今のところまだ。

(質) これ、いつごろにはこういった情報収集、どうですかね。例えば来年度からとか、近々に導入するところがどれぐらいあるのかという。これそうすると、教育長の発言を踏まえると今、例えば育児休業とか、様々な事情はある中でですけど、例えばですけど、学校で

変形労働導入しますよというふうになった時に、その教員自身がそれを認めないという  
か応じなければ、その教員は適用されないと。校長の判断で。

(答) そこは応じるとか、なんて言うんでしょうかね。そういう、適用ということじゃなくて、やっぱりこのより良い教育を進めていく中で、その勤務時間をどうしていくかっていうことを、その学校の中で、校長のリーダーシップのもとで、これも一つの制度として、中で真摯に対話っていうふうに国も言ってますけれども、してもらって、こういう形でや  
っていきこうということを、それぞれの学校で議論して決めていっていただくことが一番  
いいのかなというふうに思っておりますので、我々そのあたりは、市町教育委員会には的確  
に伝えていきたいというふうに思っています。

(質) どうやって教育委員会に伝えましたか。育児休業や介護などの配慮は、何か文書で求  
めてるんですか。

(答) 配慮を求めているというか、それは多分通知文書には多分入ることになると思います。  
ちょっと今詳細まで見てないですけども。もともと制度として文部科学省においても、  
その法律ができてその中でも、文部科学大臣の指針を設けるってなってます、そういう  
指針であるとかの中にもそういう通常とは異なる勤務形態の人にも配慮する旨っていう  
のは記載されておりますので、そのことは、当然、すでに伝えてあるかもわかりませんけ  
れども、改めてきちんと伝えていくということになります。

(質) ただ、全員の理解を得て導入するかどうかというと、そこは校長に任せと。

(答) 理解というか、どういう時期とかどういう業務があつて、夏休みにその分を週休日を  
まとめて取るということと、そのことと、業務をどういうふうに緩和できるとか、あるい  
は勤務時間がどういうふうになるかっていうことを、その学校によって違うと思いま  
すので、その具体をそれぞれの学校が十分対応して、導入するかどうかっていうのを決  
めて。

(質) いや、そういう意味ではなくて、教員ごとに意見が違った場合に、導入は困ると言  
っている教員に対しても導入するかどうか。

(答) そこは私としては、例えばそういう勤務形態はなんらかで困るということがあつた場  
合には、そこはそのままにして導入するというのではなく、しっかり対話をしていくの  
が趣旨だと思っておりますので、そういうことになると思います。

(質) 今の発言だと、教員の同意が条件であるように聞こえますが。

(答) そういうことは言っていないんですが。いいですか、教職員課。

(答 教育総務課長) 導入に向けての検討状況。

(質) また、終わった後で。

(答 教育総務課長) 導入に向けた検討の状況について、ご質問がありましたんで。

(答 教職員課) 今、導入をしたい、確定しましたという報告は市町教育委員会からは上  
がってきておりません。検討はしているところはあると思うんですけども、4月1日施行  
に向けて、4月1日から開始するという方向に決めたという連絡はまだ受けていないで  
す。

(質) 4月1日から導入するっていうのを、年度末までに取りまとめたりしますか。

(答 教職員課) 考えているところがあったら、連絡をください、相談乗りますのでという話はしておりますので、何かしら連絡はもらえることにはしてあります。

(質) それって何か期限を区切ってやっておられます。いつまでに言ってねっていう。

(答 教職員課) そこまではしていません。

(質) 関連してなんですけど、請願を出された団体の独自の調べかわからないですけども、市町教委への聴き取りをしたみたいなんですけれども、かなり導入に後ろ向きな教育委員会もあったと。戸惑っているというような反応の教育委員会もあったということなんですけれども、前回11月くらいの定例会見の時には、比較的、市町教委も前向きだというような発言があったと思うんですけども、その辺は、いま改めて聴き取りとかそういうようなことは。

(答 教職員課長) この条例を導入するにあたって、市町教育委員会にいろいろ聞かせていただいた際に、条例を整理しておくべきであるということで、全市町から回答いただいています、やらしていただいています。

(質) それはつまりどうなんですかね、選択肢として、枠としてできることは歓迎するけれども、導入するかどうかはまた別の話ですよということですか。

(答) おっしゃるとおりです。私はその時に発言したかどうかはわからないんですけども、今おっしゃっていただいたように、29市町ありますけれども、そういう選択肢としてするというのであるならやっていただいたら良いですと。一方で、用意されるのであれば検討を積極的に行いたいというところもあれば、まだそこまでは至っていないという市町もあったということで、我々、現実としてもそういう認識はしております。

以上、12時00分終了